



小中連携・小中一貫だより

教育委員会は、「笑顔・元気・かがやく大竹っ子の育成」を目指し、魅力的な学校づくりに向けて、「小中連携教育」「小中一貫教育」を推進しています。

小方学園の学園歌が決定

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

小方学園の開校まで2カ月となりました。学校施設の完成も間近となり、春が待ちどおしい子どもさんも多いのではないのでしょうか。

緑のはえる 小方ヶ丘
 歴史ながれる 亀居城に
 学びの道の 礎築き
 輝く笑顔 つどいあおう
 美しき学園

さざ波光る 穏やかな海
 やわらかく包む
 阿多田島に
 夢のかけ橋 求め続けて
 明るい未来 築き上げよう
 美しき学園

希望を運ぶ 木野川の風
 凜とそびえる 三倉山に
 豊かな個性の
 花を咲かせて
 明日への道 ともに進もう
 美しき学園

※ 作曲は、二階堂和美さんにお願いました。

学園歌
8月号でもお知らせしましたが、新しい学園歌の歌詞が決まりました。市内でも大きな校区となる小方学園。海・山・川のそれぞれの情景を盛り込んだものとなっています。

小方学園について決まっていること
 新しい学校での生活に関して、次のことを決めています。

- 学校名
 制度上は「大竹市立小方小学校」「大竹市立小方中学校」です。総称として「小方学園」と呼びます。
- 通学
 原則、徒歩通学です。
 なお、阿多田小学校（定期船のダイヤとの関係から）、穂仁原小学校の区域から通学する児童生徒はスクールバス、栗谷小学校の区域から通学する児童生徒はスクールタクシーとなります。
 区域外就学の生徒は、自転車通学を許可します。
- 制服
 当分の間は、小学校は標準服、中学校は現在の小方中学校の制服を着用します。名札についても、当分は現在のものを使用します。
- 運動靴
 運動靴の色は白に統一します。

大竹市小中連携教育・一貫教育研修会で意識アップ
 宮崎県教育委員会学校支援監の今村卓也さんを招いて、2月8日に研修会を行います。小中一貫教育のスタートに向けて、教職員もより一層の研修に励むこととしています。

入学通知書

平成 年 月 日

大竹市教育委員会

入学通知書

学校教育法施行令第5条の規定により、下記のとおり指定された学校へ入学されますよう通知いたします。

記	
児童生徒氏名	
生 年 月 日	平成 年 月 日
指 定 学 校 名	学校
入 学 期 日	平成25年 4月 1日
入 学 式	

つぎの場合は、教育委員会事務局総務学事課までご連絡ください。
 1. 事情により他市町村の学校に入学する場合及び、国立・私立の学校へ入学させる場合。
 2. 住所、氏名等、記載事項に誤りがある場合。
 3. その他、就学に関してご相談がある場合。

※入学についてのお問い合わせは
 〒739-0592 大竹市小方一丁目11番1号
 大竹市教育委員会事務局 総務学事課 教育指導係
 電話 0827-59-2185

通知書はA4の大きさの用紙で、入学期日や入学する学校などが記載されています。



問い合わせ 総務学事課 ☎2185

届いていますか 「入学通知書」

教育委員会は、市内の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に「入学通知書」を送付しています。まだ届いていない、または通知書の内容に不明点がある場合は、総務学事課へお問い合わせください。

入学は指定された学校へ
 学校選択制で学校が決定された保護者は、入学する学校が選択決定した学校になっていることを確認してください。選択されなかった場合は、居住する学区の学校となっています。
 なお、国立・私立の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者は、「区域外就学届出書」に入学予定校の承諾書を添えて、学校、または総務学事課へ提出してください。用紙は、学校、または総務学事課へお問い合わせください。

就学援助制度があります
 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。

- 対象**
- ①生活保護が停止、または廃止
 - ②市民税が非課税、または減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免（家屋新築による減額ではありません）
 - ③国民年金の掛金が免除

- ④国民健康保険料の減免、または徴収猶予
 - ⑤児童扶養手当の支給（児童手当ではありません）
 - ⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ⑦雇用保険の失業給付を受けている
 - ⑧経済的に就学が困難
- ※ ⑧は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が必要額の1・1倍未満が対象となります。

援助費項目
 認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。

- 学用品費など
 学習に直接必要なもの
 - 校外活動費
 参加するために直接必要な見学料、交通費など
 - 新入学学用品費など
 新入学に要するもの
 - 修学旅行費
 修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など
 - 給食費
 学校給食費
 - 医療費
 学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費
- 詳しくは、総務学事課、または各小・中学校、お近くの民生・児童委員に相談してください。